

受付第2別記様式(第6条関係)

-4.4.14

北本市議会
事務局

北本市議会議長 工藤日出夫 様

政務活動費収支報告書

令和4年4月14日

会 派 名 みらい
経理責任者氏名 大嶋 達巳

北本市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、下記のとおり令和3年度分政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入(政務活動費) 960,000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	111,380	別紙1 研修報告書のとおり
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計	111,380	

3 残 額 848,620 円

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載してください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 みらい

令和 3 年度分

使途基準 項 目	研修費	1 / 1 枚	(単位 : 円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和3年 7月9日	研修費 全国市町村研修財団	20,700	1	
7月9日	振込手数料	440	2	
7月16日	鉄道運賃 北本～唐崎	90,240	2	
合 計 額		111,380		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

領収書等貼付用紙
No. 1

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 みらい 令和 3 年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	1 / 2

領 収 書
北本市議会 みらい 様

金額 20,700 円
但し、

令和3年度第2回市町村議会議員特別セミナー（来所による受講）

の 研修に要する経費
として上記の金額を領収いたしました。

令和3年7月9日

〒520-0106
滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所
分任出納役 小林 肇



領収書No. 181

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 みらい

令和 3 年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	2 / 2

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	0379	4655*****
取扱店	お取引日	時刻
37902	03-07-09	10:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥27,600	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(印) 認 証
万円 千円 円		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
ツカ
カラサキ
普通
ザイ)セソコクツチヨウソソケソウサ様
登録番号 0001
キタモツキカイ ミライ様

ご依頼人
電話番号 048-591-5762
取扱番号 300018

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

領 収 証

2021年 7月16日

みらい 様

金90,240円

ただし、乗車券類(2021年6月24日購入分)代
として、上記金額を受領しました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 浦 和
税 務 署 承 認 済

東日本旅客鉄道株式会社
北本801 No.000005



令和3年7月19日

全国市町村国際文化研修所
学長 藤原通孝様

北本市議会議長
工藤日出夫

研修辞退について

令和3年6月7日付け全国研第292号で受講決定通知をいただきましたが、下記のとおり受講を辞退いたします。

記

- 1 受講者氏名 高橋 伸治
- 2 研 修 名 令和3年度第2回市町村議会議員特別セミナー
- 3 研 修 期 間 令和3年7月20日(火)～7月21日(水)
- 4 辞 退 理 由 コロナワクチン副反応のため

(※すでに経費を振り込んでいる場合は、5もご記入ください。)

5 研修経費返金先

埼玉りそな銀行 北本支店

預 金 種 別 (普通・当座)

口 座 番 号 

口座名義刀ガナ ミライ

口 座 名 義 みらい

問い合わせ先

北本市議会事務局

担当 

電 話 048-594-5560

FAX 048-591-6335

※(J I A M使用欄)

決裁 (☐ 名簿修正 ☐ 交流会キャンセル等 ☐ その他変更事項)

担当教授	担 当

・受講決定者数 人 → 人

・返金できない費用の内容

研修生活動費 円

食費 円

教材用図書費 円

(別紙1 研修報告書)

研修期日 令和3年7月20日(火)～21日(水)

研修先 全国市町村国際文化研修所 滋賀県大津市唐崎二丁目13-1

研修内容 令和3年度「第2回市町村議会議員特別セミナー」

参加者 日高英城、諏訪善一良、大嶋達巳

第一部 本当の意味での「健康しが」へ
講師

滋賀県知事 三日月 大造 氏

1971年生まれ。滋賀県出身。一橋大学経済学部卒業後、西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)に入社。広島支社にて駅員、電車運転士や営業スタッフなどに従事。1999年11月西日本旅客鉄道労働組合(JR西労組(JR連合))中央本部青年女性委員長に就任。2002年4月(財)松下政経塾入塾(第23期生)。2003年11月に衆議院議員(民主党)初当選し、以降4期連続で衆議院議員を務めた。その間、観光・住宅・国土・交通等をテーマとした立法に関わるとともに、2009年9月民主党政権下において国土交通大臣政務官、国土交通副大臣などを歴任。2014年7月滋賀県知事に就任。2018年7月に再選、現在2期目。すべてのひとの“いのち”が等しく守られる「本当の意味での“健康しが”」の創造・発信に取り組む。

力を入れている取組として、子ども・教育(次世代)、琵琶湖保全、農業振興、「やまの健康」などの政策とともに、「死」について真正面から考えることで、限りある「生」をより一層充実させる施策につなげるために「死生懇話会」を開催しているほか、ローカル線「近江鉄道」の維持存続に向けて、沿線市町と一体となって検討・協議を進めている。

内容

1. 県内市町と一体となった取り組み

(1)電子申請システムの共同調達

「滋賀暮らしの手続きガイド」と「電子申請システム」を導入 → ワンストップで手続きを完結

・ライフイベントに関する手続

転入、転出、転居、結婚、妊娠・出産、離婚、死亡、氏名変更

・事業者向けガイド

入札参加資格

(2)首長会議

- ・知事と県内13市6町の首長が意見交換
- ・1年に4回開催
- ・テーマは投票で決定（県も平等に1票）

(3)近江鉄道線活性化

- ・近江鉄道線を軸として公共交通ネットワークの再編に向け法定協議会を設置
- ・バス、タクシーを含め地域の公共交通も見直す
 - ①沿線住民へのアンケート調査
 - ②沿線企業・大学・高校へのヒアリング
 - ③クロスセクター効果の検証

2. コロナ禍を経験して ～危機を転機に～

(1)課題の顕在化

- ・グローバル経済への過信
- ・市場主義への偏重
- ・東京への一極集中
- ・医療、保健システムの脆弱性

(2)危機感の高まり

- ・いのち、健康の危機
- ・気候変動の危機
- ・戦争、民主主義の危機

(3)コロナによって再認識

- ・人、社会、自然とのつながりの大切さ
- ・未来へのバトンをつなぐ大切さ
- ・滋賀の強み

(4)危機を転機に未来を変える

- ・「滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター」の設置
- ・ワクチン接種サポートナースプロジェクト
- ・一人暮らし学生に近江米を無償提供
- ・県内の外国人学校4校へ食料品とマスクをお届け

3. ポストコロナ社会へ ～未来を変える一歩～

今だけ、モノだけ、自分だけでない「新しい豊かさ」「続く幸せ」を追求する切り口。幅広い県政に横串をさす。

3つの健康

- ①人の健康・・・生きる力、学ぶ力、人権と多様性
- ②社会の健康・・・社会生活、つくる、ひろげる力
- ③自然の健康・・・生物多様性、守る力、活かす力

4. 滋賀県からの提言

(1)人の健康

- ・健康滋賀ツーリズム ～意識しなくても楽しみながらおのずと健康に～
- ・すまいる・あくしょん ～未来を生きる子ども達のために～

(2)社会の健康

- ・近未来技術の社会実装
- ・地域の健康を支える公共交通

(3)自然の健康

- ・マザーレイクゴールズ (MLG s)
- ・「びわ湖の日」40周年
- ・CO2ネットゼロへの挑戦
- ・やまの健康 ～やまで健康になる、やまを健康にする～

第二部 改めて議会とは何かを考える：政治学の知見から

講師

京都大学大学院法学研究科 教授 曾我 謙悟 氏

専門は行政学、政治学。1971年兵庫県西宮市生まれ。1994年東京大学法学部卒業、同助手。1997年大阪大学法学部助教授。神戸大学大学院法学研究科教授を経て、2015年より現職。

受賞歴：日本学術振興会賞、日本公共政策学会賞。主な著作に、『日本の地方政府』（中公新書、2019年）、『現代日本の官僚制』（東京大学出版会、2016年）、『行政学』（有斐閣、2013年）など。

内容

1. 集合知がうまれるとき、阻害されるとき

多様性が縮減し、他人の意見を聞くことにより影響を受ける。集合知により、より答えに近づく。答えがわからないところに答を出すことは、一つの有効な方法。多様な人々の考えの平均を取る。コンドルセの陪審定理。多様であることが必要であり、

アンカーに引きずられると多様性が無くなる。

2. 議会での決定=集合知の探索なのか

議会での決定は、集合知の探索とは違う。そもそも全員の意見を用いないで多数決で決める。集合知は誰にも分っていないが、答えが一つあるという場合に生じるもの。議会での決定は、答えが一つではない。各位が答であるというものを持っている。これを答とするというものを一つの集団として選ぶ必要がある。

3. そもそも多数決とは

必ずしも過半数でなくともよい。特別多数もある。より多くの同意を確保できるが決まらない事が増える。多くの場合に過半数を基準とする。過半数で選択肢が二つなら必ず決定ができ、かつ賛成する人が反対する人より多い。裏返すと選択肢が三つ以上だと過半数では決まらない事も。それでも決めようとする相対的多数になる。もう一つは決選投票で選択肢を上位二つに絞る。どちらもよく使う方法だが、それぞれに問題がある。選択肢が三つ以上の難しさ。戦力投票と素直な投票で結果が変わる。

課題としては、三つの選択肢への選好をできるだけ生かしながら決める。コンドルセ勝者は、選択肢のペアをつくり、どのペアでも勝ったらそれが最終勝者とする。文句はないが勝者不在の場合も。堂々巡りの場合、戦略的投票に左右される。ボルダ得点は、1位3点、2位2点、3位1点として合計で決める。相対多数の問題点を解消するが、逆に過半数が1位に選ぶものを落選とすることも。やはり戦略的投票は生じる。

実は循環が生じるような選好の配置となることは少ない。多くの政策課題は、どの程度どちらを選ぶかをめぐって、いくつかの選択肢があるというのがほとんど。戦略投票の前提は、他人が何を好んでいるかを知っていること。わからなければ正直に投票するのがベスト。

4. 議会での議論は何のためか

選好を集約して集団として一つの結論を得ることの前提。一人ひとり選考を持っているが、それは変わらない。選択肢はあらかじめ与えられている。しかし、議論をしていく中でこれらの選考は変わっていく。なぜ、この選択肢が良いと考えるか、根拠を問い直す。別の選択肢の方が良いということがわかる。

5. 考え方を变えるもの、バイアスからどう逃れるか

バイアスは、素早く判断するための判断の傾向。人間が生存のために身に付けてきたもので、自然なものではある。ヒュースティックスを利用するが、条件によっては有効。確証バイアスは、自分が思っている証拠を探す。ハロー効果。

6. 議会がはたしうるさまざまな役割と可能性

意見が分かれるところに、とにかく一つの決定をするだけでなく、答えを全員で探索しに行くこともある。話し合うことで意見を変えること、新たな選択肢を探すこともある。多様性が持つ強みと難しさがある。多様であれば決定の難しさは増す。しかし、多様でなければ間違える可能性は増す。議会の在り方を振り返り、強みと弱みに合った決め方を考える。有権者もバイアスを抱える存在であることを考慮する。

第三部 人口減少社会における地方自治体の役割

講師

明治大学政治経済学部 教授 加藤 久和 氏

東京大学大学院経済学研究科博士課程修了。博士（経済学）。日本銀行金融研究所、東北学院大学、横浜国立大学を経て、現在、慶應義塾大学経済学部教授。総務省、全国知事会、全国市長会、日本医師会、連合総研等の各種委員のほか、朝日新聞論壇委員、毎日新聞時論フォーラム委員なども歴任。

著書に『欲望の経済を終わらせる』（インターナショナル新書）、『いまこそ税と社会保障の話をしよう!』（東洋経済新報社）、『幸福の増税論はだれのために』（岩波新書）ほか多数。

内容

1. 人口縮小時代の直視すべき現実 ～はじめに確認しておきたいこと～

(1)現状

- ・今後、50年間で人口の3分の1が失われるとき、現在の市町村がそのまま続くと考えることはできない。
- ・規模の小さな市町村ほど、直面する問題（産業・雇用の維持・高齢化対応等）は難しい。
- ・地域（市町村）だけで解決できる問題は限られている。
- ・人口減は高齢化を伴い、時間と共に地域の内在的な力に限界が来ることも考えるべきである。

(2)地方創生の定義と現在地

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

まち・・・国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営む
ことができる地域社会の形成

ひと・・・地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと・・・地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

2. 人口移動の現状と東京一極集中 ～一極集中のメカニズムと功罪～

(1)近年の人口移動

- ・近年の人口移動の活発化の兆しは沈静化傾向にある。
- ・中京圏、関西圏については転入と転出はほぼ同じ。
- ・東京圏への転入超過数は、東京圏の人手不足状況と連動している。（関係は変化しつつある）
- ・東京圏には転入数も転出数も多く、かつ超過転入数が多い。活発な人口移動と経済活性化。

(2)東京一極集中の是非

- ・東京圏には集積の経済のメリットがある。一方で、高い地価や長時間通勤等の混雑現象のデメリットや自然災害のリスクもある。
- ・急速な東京圏の高齢化にどう対応するべきかも大きな課題である。
- ・東京一極集中問題の解決は、東京圏を弱体化させるのではなく、中核都市を強化することで対応すべきである。

3. 地方創生と自治体：その役割と課題

～新たな国土のあり方と自治体の役割を考える～ 多極化・コンパクト化・集積化

(1)新たな国土づくりの考え方

- ・中核都市をまとめ育てるためには、中央でもなく地方でもない新たなシステムが必要とされる。
- ・人口減少時代にこそ俯瞰かつ客観的な計画を立てられる主体（道州制を含め）が不可欠である。

(2)道州制議論

- ・道州制の定義は論者による（行政区画の拡大、連邦制導入、広域連合拡大、明治時代の藩制度への回帰等）
- ・行政のあり方（国と地方の役割分担）の議論なしに進む傾向（これが道州制議論に対する批判の最大のもの）
- ・地方制度調査会（2006年）「道州制のあり方に関する答申」が混乱を拡大。

(3)新たな視点

- ・地方における人口減少・高齢化・過疎化に伴う行政区割りの見直し。
- ・IT等の技術革新・コロナ以降のオンライン化・マイナンバー導入などによる行政のあり方の変化（広域行政とコミュニティ支援行政）
- ・社会保障（医療・介護等）の役割分担に伴う地方行政の見直し。

第四部 Society5.0時代の到来と行政のデジタル化

講師

東京大学大学院情報学環 学環長・教授 越塚 登 氏

1966 年東京都生まれ。1994 年東京大学大学院理学系研究科情報科学専攻博士課程修了、博士（理学）ユビキタス情報社会基盤センター共同統括。東京工業大学理学部 B・同大学院理工学研究科助手、東京大学大学院人文社会系研究科助教授、東京大学情報基盤センター助教授、准教授を経て、2009 年より現職。2019～2021 年学環長を務める。専門は情報科学。主にオペレーティングシステム、IoT、データ工学、スマートシティなどの研究に取り組んでいる。

内容

1. デジタルの課題

(1) IT/ICTの課題

- ・国家的困難に直面したときに脆弱さが露呈
- ・2011 年東日本大震災、災害対策時の情報共有・情報伝達の問題が露呈 → オープンデータ、データ連携
- ・2020 年新型コロナウイルス感染流行、定額給付金の問題が露呈 → デジタル庁、マイナンバー、データ戦略

(2)日本のデジタル分野の課題

- ・「デジタル敗戦」との揶揄
- ・デジタル技術の利活用の課題
- ・デジタル産業分野の課題

2. デジタル・ガバメントの動向

(1)デジタル庁への経緯

- ・戦後の情報通信分野政策
- ・米国のインターネット民間開放以後
- ・中央省庁再編に伴う議論

- ・情報通信技術戦略本部（IT戦略本部）が内閣に設置
- ・e-Japan戦略
- ・世界最先端IT国家創造宣言
- ・Society 5.0（第五期科学技術基本計画）
- ・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

(2) 地方自治体・地方公共団体のデジタル化

- ・デジタル・ガバメント実行計画
- ・デジタル・ガバメント閣僚会議「マイナンバー制度および国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」
- ・内閣府IT総合戦略室「地方公共団体のデジタル化」
- ・総務省地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会
- ・総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化およびAI・ロボティクスの活用に関する研究会」（スマート自治体研究会）

3. 地方自治体のデジタル化：全体の状況

(1) デジタル化とは、DXとは

(2) 自治体行政のデジタル化、DX

- ・国・政府が主導している施策への追従・整合
- ・さらなる住民サービスの向上（自治体独自のDX）

(3) 地域課題の解決・地域経済の活性化のためのデジタル化・DX

- ・スマートシティ、スーパーシティ等

4. デジタル化、DX

- ・IT情報技術やデジタル技術を導入することが目的ではない → デジタル技術に合わせて、いかにスムーズに制度を移行するか
- ・デジタル技術（IT、ICT）は、それに見合った仕事のやり方をしないと有効に働かない → 制度改革、業務改革、組織改革が必要
- ・デジタル技術はマイナス技術である → 新しい価値を作り出すことは基本的に難しい
- ・日本企業（自治体も）では、業務効率化の結果としての解雇はできない（人件費削減というコスト削減）
- ・DX（デジタル改革）は適応しやすい環境と適応しにくい環境がある

5. 自治体行政のデジタル化

(1) デジタル3原則

①デジタルファースト

- ・個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する

②ワンスオンリー

- ・一度提出した情報は、二度と提出することを不要とする

③コネクテッド・ワンストップ

- ・民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する

(2)サービス設計12か条

- ・利用者のニーズから出発する
- ・事実を詳細に把握する
- ・エンドツーエンドで考える
- ・全ての関係者に気を配る
- ・サービスはシンプルにする
- ・デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- ・利用者の日常体験に溶け込む
- ・自分で作り過ぎない
- ・オープンサービスを作る
- ・何度も繰り返す
- ・一遍にやらず、一貫してやる
- ・情報システムではなくサービスを作る

(3)地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ・行政手続きのオンライン化
- ・情報システム等の共同開発
- ・AI・RPA等による業務効率化
- ・オープンデータ
- ・ガバナンス強化と人材確保・育成
- ・デジタル・ガバメントの構築に向けた地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定

経 費	研修費	20,700 円
	交通費	90,240 円
	振込手数料	440 円
	合計	111,380 円